

# 令和8年度鳥獣害対策支援体制強化事業（地域課題解決支援）委託業務仕様書

## 1 業務の目的

岡山県（以下「甲」という。）は、ICT等新たな技術の導入、集落ぐるみのサル対策、鳥類による果樹被害対策など、地域が直面する課題解決に取り組む地区に対し、県民局ごとに組織する鳥獣被害防止対策推進隊、市町村及び専門家が一体となって地域の課題解決を支援するため、民間事業者（以下「乙」という。）へ委託し、機動的に、効率的かつ効果的な鳥獣害対策を実施する。

## 2 業務の内容

乙は、甲の指示に従い、以下に掲げる業務内容を実施する。

### (1) 被害対策実施計画の策定

#### ア 関係者へのヒアリング及び現地踏査の実施（1日／集落）

県から選出された指導対象ごとに、市町村担当者へのヒアリングを行い、事前に担当者から提供された集落の被害状況等の報告と合わせて大まかな指導方針案を作成する。

その後、指導対象集落の代表や関係者を交えた協議と現地踏査を行い、指導対象鳥獣種と指導メニュー等の最終調整を行う。

#### イ 集落ごとの被害対策実施計画案の作成（1日／集落）

アで得た情報を整理して、指導対象ごとの被害対策実施計画案を作成する。計画案には、短期の目標設定や指導計画、指導スケジュールを記載する。作成した計画案については、県の承認を得て確定版とする。

なお、研修会の講師業務など、一度の対応のみの指導の場合には、計画の策定を省略できるものとする。

### (2) 現地指導・鳥獣害対策学習会等の実施（全体で12地区程度を予定）

(1)で策定した被害対策実施計画に基づき、現地指導や鳥獣害対策学習会など、地域の鳥獣害対策に必要と考えられる指導メニューを地区ごとに実施する。

なお、計画の策定を省略した場合には、市町村等との協議の上、必要と考えられる指導メニューを設定し、実施する。

### (3) 先進的技術の実証試験（全体で3地区程度を予定）

#### ア 実証試験の計画作成

県から提示された先進的技術の実証試験について、関係者へのヒアリングや調整等を行い、効果測定に有効な試験計画と検証項目、評価方法等の案を作成する。作成した計画案については、県の承認を得て確定版とする。

#### イ 試験データの収集、および評価・分析

アで設計した試験の実施補助とデータ回収、および試験によって得られたデータの分析を行い、先進的技術の実用可能性の評価や運用上の注意点、条件設定等の提案を整理して県に報告する。

### (4) 業務完了報告書の作成

(1)～(3)までの実績を取りまとめ、業務完了報告書を作成する。

(5) 打ち合わせ

受託者は、県の担当者と事業開始時と中間で2回打ち合わせを実施する。

(6) その他

支援対象地域は計15地区を基本とするが、契約期間中、甲と乙の協議により、適宜検討するものとする。

また、現地指導に際し、県からの問い合わせのメール、電話等の相談に対し対応するものとする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

### 4 委託限度額

8,718,600円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 5 成果品

2の(4)で作成した業務完了報告書を次のとおり提出すること。

(1) 業務完了報告書（紙媒体（A4版）、2部）

令和9年3月12日までに提出する。

(2) 業務完了報告書の電子データを収納した電子媒体（CD又はDVD等）1式

令和9年3月12日までに提出する。

電子媒体については、Word、Excel、PowerPoint形式で作成したデータを収納することとし、これ以外の形式の場合は、別途、県担当者と協議すること。

### 6 著作権等の扱い

(1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、甲が保有するものとする。

(2) 乙は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果品に含まれる乙又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、乙が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

### 7 情報セキュリティの確保

乙は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 乙は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について岡山県担当課に書面で提出すること。

(2) 乙は、岡山県担当課から機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において乙が作成する情報については、岡山県担当課からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 乙は、岡山県情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき、又は乙において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて岡山県担当課の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 乙は、岡山県担当課から提供された機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し、又は廃棄すること。また、請負業務において乙が作成した情報についても、岡山県担当課からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 乙は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 岡山県情報セキュリティポリシー

<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-1071.html>

## 8 その他

当仕様書に記載のない事項については、甲と乙の協議の上で決定する。